

5 実施内容

(1) 選手強化に関する事業

1) 競技スポーツ対策事業

① ポテンシャルアスリート事業

国内で開催される各競技団体の最高峰の大会（全日本選手権等）で、入賞者を輩出するために実施される強化事業費（合宿・強化練習、指導者招聘、遠征等）への補助を行う。

② ジュニアアスリート育成事業

中学校体育連盟の各競技団体の底辺の底上げと有望な選手の育成にかかる費用を支援する。

③ コーチ研修会支援事業

競技団体のスポーツ指導者が、同じ種目の障害者スポーツへ関心を高めながら障害者の選手も指導できるようにするための研修会や開催事業へ補助する。

④ スタッフ育成支援事業

ドクター、トレーナー、薬剤師や栄養士の方が、JOC等が実施する専門の研修会や直接個別研修に参加する費用や研修会の開催を補助する。

⑤ 競技用具購入・運搬等費助成事業

競技成績の向上が見込める競技団体のうち、高額な経費を要する加盟競技団体の競技用具購入費を補助したり、器具運搬の経費が高額な加盟競技団体に補助を行う。

2) スポーツ指導者養成等事業

① トップアドバイザー招聘事業

競技団体が国内外の優れた指導者を招聘し、直接アドバイスを受ける研修会の経費を補助する。

② スポーツコーチ育成事業

競技団体が県内の指導者を国内外のすぐれた指導者のもとへ派遣して、指導方法

や技術等を学び、最新の情報を収集するための研修経費を補助する。また、競技団体の指導者をJOCや中央競技団体等が実施する講習会や研修会等に参加する経費を補助する。

3) 海外大会に参加する選手・指導者への奨励金支給

県内競技団体に所属する選手及び指導者等が、海外で開催される公式競技会等に日本代表として参加する場合に奨励金を支給する。

(2) 国民体育大会の開催協力に関する事業

1) 国民体育大会への派遣

国民体育大会や国体九州ブロック大会の各競技大会へ選手、役員等を派遣する。

派遣に当たっては、佐賀県選手団のユニフォーム購入補助や国体選手候補者に国民体育大会候補選手証を発行し施設利用料を免除し、体育施設の年間利用計画を調整することにより、競技団体及び選手の練習効果を高める。

競技団体及び選手の激励や国体結団式及び入賞者表彰式を行い、国体参加の意識の高揚を行う。

2) 佐賀国体開催支援及び普及促進

① 佐賀国体普及促進事業

佐賀国体での天皇杯獲得に向けて、国体開催の意義や期待される効果等を県内スポーツ関係者、県民等に周知・普及促進する。

3) 国体出場選手に対する学習会等の開催

国体へ参加する選手に対して、アンチ・ドーピングに関する学習会を年2回、国体結団式（秋季、冬季）時に実施する。

4) 国体へのスポーツドクター、トレーナーの派遣

当協会のスポーツドクター部会規程により推薦されたスポーツドクター、トレーナーが国体に参加する佐賀県選手に帯同する。

(3) 選手強化のための環境整備に関する事業

1) 未普及競技支援

① 未普及競技の育成及び組織整備支援事業

県内において競技人口が少ない競技の競技団体（未普及競技団体）の組織整備や競技力向上を図るための経費に対して助成する。

② チャレンジ・スポーツ教室開催支援事業

競技人口の少ない競技種目の競技団体に対して、競技人口の拡大や県全体の競技の底上げにつなげるスポーツ教室にかかる経費を補助する。

2) スポーツ奨学金給付事業

国民体育大会等における少年の部の競技力向上をはかるため、優秀選手の中で、本県で活躍が期待される選手を指定し、奨学金を支給する。

(4) スポーツに関する普及啓発・人材養成事業

1) スポーツ指導者等の養成・育成を目的として、競技力向上指導者研修会や公認スポーツ指導者養成講習会や公認スポーツ指導者研修会を開催する。

2) スポーツの指導者の養成・育成を目的とした研修会参加の助成

① 中心的指導者に対する研修会等への参加経費の助成

指導力向上を目的として大学等が開催する研修会やスポーツコーチアカデミーに参加する各種競技の若手の中心的指導者の参加費を助成する。